

年金あらかるぞ

Q&A
18

Q

私は二十六歳で会社勤務の夫と結婚して専業主婦になり、第三号被保険者の届け出をしました。夫はその後離職し、数カ月後に再就職し再び厚生年金に加入しましたが、離職以来、国民年金の届け出をしていません。このままでよいのでしょうか。

また、届け出をしなかったり、届け出が遅れたりした場合、将来年金を受けるときになにか不利益があるのでしょうか。

A

厚生年金保険や共済組合では、加入したりやめたりした時は、自分で届け出をしなくても事業主の方で届け出してくれますが、国民年金では、すべて自分で届け出なくてはなりません。

あなたの場合、会社勤務のご主人と結婚されてから、第三号被保険者として届け出されたので、ご主人が離職しなければ、届け出する必要はなかった



のです。

しかし、ご主人が離職してから再就職するまでの数カ月間は、あなたもご主人も第一号被保険者として、**加入種別変更の届け出**をして、自分で保険料を納めなければなりません。その後、ご主人が再就職して再び厚生年金保険に加入したときに、あなたも再び第三号被保険者への種別変更の届け出をしなければなりません。

次に、この届け出をしなかったり遅れたりした場合について、説明します。

国民年金の保険料は、二年を経過した期間については納められなくなり、未納期間となって、その期間は将来の年金額には反映されません。また、第三号被保険者については、自分で保険料を納めなくてもご主人の加入

している制度の方で負担してくれますが、この届け出をしなかったり届け出が遅れたりして、二年を経過した期間については、同様に未納期間となり、やはり年金額には反映されません。したがって、あなたの場合、ご主人が離職した時と再就職した時加入種別変更の届け出をしないと、その期間は、前述の理由で未納期間になるため、将来の年金額が減額されるだけでなく、場合によっては、受給権そのものが発生しないこともあります。

このように、結婚、就職、離職、離婚など生活の節目における国民年金の届け出は大切ですので、忘れずに早めに届け出をしてみてください。

クイズ 広報 おおだてがヒント

- ▽問題**
- 市議会9月定例会の会期は何日間?
 - きりたんぼまつりのメインイベントはたんぼ何本焼き?
 - 下水道展の開催日は何月何日?
 - 大館市中小企業融資の限度額は10月1日から何百万円?
 - きりたんぼの宣伝のため毎年東京で開催しているのは何という祭?
- ▽応募方法**
はがきに住所、氏名、年齢、性別、答え(例①—②—)を書いて応募ください。

- ▽締め切り**
10月12日(火) 当日消印有効
- ▽応募先**
〒017 大館市宇中城20番地
広報おおだてクイズ係
- ※全問正解者の中から抽選で5人に、秋田犬のオリジナルレホンカードを贈ります
- ▽9月1日号の答え**
- 16市町村
 - 9月25日
 - 8%
 - 9月23日
 - 200万円
- ▽9月1日号の当選者**
- 上村勇太さん(有浦3丁目)
 - 石垣真紀子さん(大茂内)
 - 松田淳子さん(有浦4丁目)
 - 中嶋タメさん(字八幡沢岱)
 - 佐藤由美子さん(東台4丁目)
- ※応募総数65 全問正解51

ちびっぴんギャラリー おとうさん



あぶかわりょうた くん
てつぼうがうまくて
とてもやさしいんだよ



うえだ あさみ ちゃん
ボールなげしてあそんでくれるからすき



ちば ゆうし くん
うちのおとうさん
すごくおっきいんだよ

桂城幼稚園